

鹿沼市入札参加者心得

1 趣旨

この心得は、鹿沼市が発注する建設工事、工事関連業務委託契約等の締結について、競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項について定めたものです。入札にあたっては、この心得を承知のうえ参加してください。

2 関係法令等の遵守

入札参加者は、地方自治法、同法施行令、建設業法、同法施行令、独占禁止法、鹿沼市財務規則、鹿沼市建設工事執行規則その他関係法令並びに、この心得を遵守してください。

3 入札参加について

- (1) 入札参加者は、公告又は指名通知書の内容を確認し、設計図書を熟知のうえ入札に参加してください。この場合、設計図書（設計書、仕様書及び図面をいう。以下同じ。）の内容に疑義があるときは、文書により質問をすることができます。
- (2) 条件付き一般競争入札は、公告文及び設計図書をホームページに掲載します。また、指名競争入札は、入札ごとに指定した方法により設計図書を配付します。
- (3) 条件付き一般競争入札に参加する場合は、公告で定められた日時までに参加申請を行ってください。
- (4) 指名競争入札における指名の連絡は、指名通知書により行います。ただし、電子入札においては、指名の連絡を電子入札システムにより行いますので、指名通知日に電子入札システムへの登録がない場合は入札に参加することはできず、「辞退」扱いとなります。
- (5) 入札参加者及び指名業者は、落札者決定後に公表します。

4 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、この心得、鹿沼市財務規則、鹿沼市建設工事執行規則等の関係規則、設計図書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

5 質問書の提出

入札価格の積算に当たり設計内容に疑義がある場合、事後審査型条件付き一般競争入札については入札執行日の8日前（市の休日を除く。）までに質問書を契約検査課へ、指名競争入札については入札執行日の5日前（市の休日を除く。）までに質問書を入札執行課へ提出してください。ただし、質問書提出期限について特に指示

があった場合は、これに従ってください。

なお、質問書に対する回答は、ホームページに掲載します。

6 入札保証金

入札参加者は、入札執行前に、見積もった契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含んだ額）の100分の5以上の額の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。

ただし、入札保証金の納付を免除された場合（公告又は指名通知書に記載）は、この限りではありません。

7 入札執行について

(1) 入札回数

予定価格を事前に公表した入札では、再度入札は行いません。

予定価格を事前に公表しない入札では、入札回数は、初度入札を含め3回までとします。再度の入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者のうち、予定価格を超えて入札した者とします。3回の入札の結果いずれも予定価格に達していない場合は、最低価格者は見積書を提出することができます。

ただし、電子入札や郵送入札を行った場合において、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約検査課が指定する日時において再度の入札を行います。

なお、いずれの場合も前回までの入札で無効とされた者や辞退を行った者は参加することはできません。

(2) 入札書等の提出

入札参加者は、提出を求めた入札においては、入札書と同時に工事費内訳書又は業務委託費内訳書を提出してください。

ア 電子入札による場合

入札参加者は、指定の日時までに電子入札システムにより工事費内訳書又は業務委託費内訳書を添付して入札書を提出してください。

使用しているパソコンや通信回線の異常等が発生した時は、紙入札方式参加申請書又は紙入札方式移行申請書を提出することにより、紙入札で入札に参加することが可能です。電子入札システムへの登録準備が整わないことを理由とした紙入札は認められません。詳しくは、契約検査課にお問合せください。

なお、指定した時刻までに入札書が提出されない場合には辞退となります。

イ 郵送入札による場合

入札参加者は、指定の日時までに入札用封筒に入札書（市の指定様式）

及び工事費内訳書等の添付書類を同封し、一般書留郵便、簡易書留郵便のいずれかの方法により、郵送してください。指定した日時までに到着していない場合には理由の如何を問わず辞退となります。

ウ 来庁入札による場合

入札参加者は、鹿沼市建設工事執行規則第1号様式により入札書を作成し、下記の通り表示した封筒に入れ、指定の日時に指定の場所において入札書等を提出してください。指定した時刻までに入札会場に入場しない場合には辞退となります。

入札番号	××号
入札用封筒	
件名	○○△△
場所	鹿沼市△△町 ○○年○月○日
住所	鹿沼市○△町×番地
商号又は名称	○○○○
代表者氏名	○○○○

エ 入札価格について

入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札価格として入力又は記載してください。

郵送入札又は来庁入札において入札書及び工事費内訳書又は業務委託費内訳書に記載する金額は、アラビア数字（0, 1, 2, 3, … 9）を用いて正確に記入し、金額の頭書には、「¥」を付けてください。入札書及び工事費内訳書又は業務委託費内訳書は、鉛筆その他消えやすい用具を使わずに楷書で丁寧に記入してください。また、誤って記入したときは、入札金額を訂正せずに新しい入札書を使用してください。

オ 来庁入札の代理

代理人が入札する場合は、代表者又は年間受任者からの委任状を同時に提出してください。委任状には、代理人の住所氏名を記入するほか、代理人の使用印も押印してください。

この場合、入札書には、入札参加者の所在地、商号又は名称を記入し代表者印を押印するほか、代理人が記名押印しなければなりません。

入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

カ 入札書類の引換え等の禁止

一度送付又は提出した、入札書、工事費内訳書又は業務委託費内訳書、委任状及び辞退届等は書替え、引換え又は撤回をすることはできません。

条件付き一般競争入札において、落札候補者が資格確認のために提出する書類も同様です。

キ 入札の不成立

指名競争入札については、応札者が1者のみである場合には、その入札は成立しません。(ただし、条件付き一般競争入札は除く)

8 無効とする入札

次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とします。

(1) 全ての入札に適用

- ア 入札に参加する資格を有しない者が入札したとき
- イ 入札保証金を免除しない入札において、所定の入札保証金を納入しなかったとき
- ウ 代理人による入札の場合で、委任状が提出されないとき
- エ 入札書の金額を訂正した入札
- オ 提出書類の記載事項が不明瞭で判読できない入札
- カ 工事費内訳書又は業務委託費内訳書の提出が義務づけられている入札でそれらが提出されない入札
- キ 入札書と工事費内訳書又は業務委託費内訳書の案件が異なる入札
- ク 入札前に公表した予定価格を上回る金額でした入札
- ケ 入札に際して虚偽又は不正の行為があった入札
- コ 明らかに談合によると認められる入札又は談合の疑いが払拭できない入札
- サ その他指定した入札条件と合致しない入札

(2) 来庁入札に適用

- ア 同一の入札において他人の代理人を兼ね、又は2者以上の代理をした者の入札
- イ 提出書類に、必要な記名・押印がされていない入札

9 入札の中止等

- (1) 入札参加者が談合し、又は不正不穏の行動をするなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を中止、延期又は取り止めることができます。
- (2) 市が必要と認めるときは、入札の執行を中止、延期、又は取り止めることができます。
- (3) 前2各号において、当該入札のために要した費用を市に請求することはできません。

10 入札の辞退

- (1) 入札参加者は、落札の通知を受けるまでは、いつでも入札を辞退することができます。(ただし、来庁入札においては落札宣言時点で辞退することができます。)

この場合、電子入札の場合は電子入札システム又は書面で、郵送入札及び来庁入札の場合は書面で入札辞退届を入札執行担当課に提出してください。

なお、緊急により、あらかじめ入札辞退届を提出できない場合には、辞退する旨を連絡することでこれに代えることができますが、速やかに、入札辞退届を書面により提出してください。

(条件付き一般競争入札用：様式1、指名競争入札用：様式2)

来庁入札の入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を提出することで辞退することができます。

- (2) 入札書の提出後に入札を辞退した場合は、提出された入札書を無効とします。
- (3) 指定した日時までに入札書が提出されなかった場合は、辞退したものとみなします。
- (4) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の競争入札参加等について不利益な取扱を受けるものではありません。

様式 1

入札辞退届

件名

入札日 年 月 日

入札番号 第 号

上記について条件付き一般競争入札に参加申請を提出しましたが、都合により入札を辞退します。

理由

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者 氏名 印

鹿沼市長 様

様式 2

入札辞退届

件名

入札日 年 月 日

入札番号 第 号

上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

理由

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者 氏名 印

鹿沼市長 様

1 1 開札

(1) 電子入札の場合

ア 開札は、公告又は指名通知書で指定した開札日時・場所において行います。

(2) 郵送入札の場合

ア 開札は、指名通知書で指定した開札日時・場所において、立会いを希望する入札者の立会いのもとで行います。

(3) 来庁入札の場合

ア 開札は、入札会場において入札書の受け付け終了後直ちに入札者の立会いのもとで行います。

イ 入札が無効になった者は、その後の再度入札には参加できません。

ウ 代理人が入札をする場合は委任状が必要です。

1 2 落札者の決定

(1) 事後審査型条件付き一般競争入札の場合

入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（以後、「最低価格者」という）を開札後の参加資格審査の後、落札者とします。

ただし、最低価格者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又は最低価格者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるなど、契約の相手方として著しく不適当であると認められるときは、当該最低価格者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、次順位者を資格審査の後、落札者とします。

(2) 指名競争入札の場合

入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

上記、最低価格者を落札者としない場合については、「最低制限価格制度」または「低入札価格調査制度」を適用し、公告又は指名通知書において、その適用の有無を明記します。

1 3 最低制限価格制度について

最低制限価格制度は、競争入札に付す場合、工事（委託）ごとに「最低制限価格」を定め、その価格を下回った者は失格とし、最低制限価格以上で最低の価格を入札した者が落札（候補）者となる制度です。

1 4 低入札価格調査制度について

(1) 低入札価格調査制度は、競争入札に付す場合、あらかじめ低入札調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を定めて、落札（候補）者の入札価格が、調査基準価格を下回ったときは、落札（候補）者の決定を保留し、その者によりその

価格で当該契約の内容に適合した履行がなされるか否かを調査し、その調査結果により落札者を決定する制度です。

ただし、入札時に提出された工事費内訳書を「数値的判断基準に基づく失格基準価格調査表」に基づき調査し、判断基準（数値）の一項目でも下回ったものがあるときは失格とします。

市の発注する建設工事のうち総合評価落札方式によって行うものについて、実施します。

- (2) 調査の結果、最低価格者を落札（候補）者としなかった場合において、次順位者が、調査基準価格未満であった場合は、次順位者についても、低入札価格調査を行います。
- (3) 調査基準価格未満の入札を行った者は、前2号に規定する調査に協力しなければなりません。

1.5 落札者となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定

指名競争入札の場合は、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、速やかにくじ引きを行い、落札者を決定します。

条件付き一般競争入札の場合は、電子くじにより入札参加資格審査の順位を決定します。その後、審査順位が第1位の者から入札参加資格審査（事後審査）を実施し、参加資格を満たしている場合は、落札者に決定します。

満たしていない場合は、第2位の者の資格を審査し、落札者が決定するまで繰り返し行うものとします。

1.6 入札結果

入札結果は、落札者決定後に市ホームページで公表します。

1.7 契約書の提出

- (1) 落札者は、落札の決定を受けたときは、7日以内（市の休日を除く。）に契約書及び所定の必要書類を指定された部局に提出してください。
- (2) 落札者が、前項期限内に契約書を提出しないときには、その落札は効力を失います。

なお、契約を締結しない場合には指名停止措置の対象になることがあります。

1.8 契約の保証

落札者は、契約保証金の納付が義務付けられている場合、契約締結時に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。

ただし、契約保証金に代わる担保としての有価証券又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、保険会社と工事履行保証又は履行保証保険の契約を締結し、契約締結時

に保証証券又は保険証券を提出したときは契約保証金が免除されます。

なお、低入札価格調査制度に該当した場合には、契約保証金を契約金額の100分の30以上とします。

1 9 前金払い

建設工事の前金払いは、鹿沼市建設工事執行規則により、請負金額が50万円以上の工事請負契約を対象に請負金額の4割を支払い限度としています。

使途は、材料費や労務費などの経費に限定されています。

前金払いの請求については、落札者が契約締結後に発注課へ前金払申請書と契約書の写しを提出してください。受理された場合は、速やかに発注課へ建設業保証事業会社が発行した前金払保証証書と請求書を提出してください。

2 0 議会の議決を必要とする契約の締結

- (1) 議会の議決を経なければ締結できない契約（予定価格が1億5,000万円以上の工事又は製造の請負及び2,000万円以上の物品の買入れ）は、落札の決定を受けた日から7日以内（市の休日を除く。）に仮契約書及び所定の書類を指定された部局に提出してください。
- (2) 前項の仮契約を締結した場合は、議会議決日をもって本契約日とします。
- (3) 議会の議決を得られなかったときは、当該仮契約は失効します。

2 1 技術者の適正配置等

- (1) 建設業法では、建設工事の適正な施工の確保を図るために、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理を行う者として、主任技術者を置かなければなりません。
- (2) 発注者から直接請負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額の合計が、4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要となるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければなりません。

なお、監理技術者とは、監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を受講した者のことを指します。

- (3) 配置技術者については、工事を請負った業者と直接かつ恒常的な雇用関係にあることが要件とされていますので、他の会社からの在籍出向社員や派遣社員を技術者として現場に配置することは認められません。
- (4) 配置する主任技術者又は監理技術者は、1件の請負代金額が4,000万円以上（建築一式工事は8,000万円以上）の工事については、工事現場ごとに専任でなければなりません。なお、専任で配置する技術者は、入札の申込のあった日（指名競争入札に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあっては開札

日、随意契約による場合にあっては見積書の提出のあった日）以前に請負業者と3か月以上の雇用関係にあることが必要となります。

また、営業所専任の技術者となっている者は、専任が求められる工事（建設業の種類が異なる場合を含む）の主任技術者にはなれません。

(5) 工事現場ごとに専任でなければならない主任技術者について、当面の取扱いとして次の場合は兼務が認められます。

ア 鹿沼市が発注したものであること。

イ 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合。

(6) 工事現場の専任でない主任技術者は、現場代理人を兼ねる場合は2か所まで、主任技術者のみ兼務する場合は、3か所まで兼務できます。

2.2 実務経験者の取扱

主任技術者として配置できる実務経験者は、下記に該当する者とします。

- (1) 経営事項審査申請書の技術職員名簿又は実務経験証明書により、実務経験者であることが確認できる者
- (2) 営業所専任技術者として当該業種に登録している者
- (3) 監理技術者資格者証を有している者

2.3 現場代理人

- (1) 現場代理人とは、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負者の代理人であり、工事現場に常駐しなければなりません。
- (2) 請負額4,000万円未満の場合においてのみ、現場代理人は2箇所まで兼務することができます。（共通仕様書に現場代理人の兼務不可と記載がないもの）
- (3) 同一の工事において現場代理人と主任技術者（監理技術者）の兼任は可能です。ただし、他の工事において専任の主任技術者となっている者、兼務を認められない工事において現場代理人となっている者、同一工事で現場代理人と主任技術者を兼務している、営業所の専任技術者は、他の工事の現場代理人を兼務することはできません。
- (4) 本市では、工事を請負った業者と直接かつ恒常的な雇用関係にあることを要件としています。

2.4 工事部分下請通知書の提出

請負った建設工事の一部を下請発注する場合は、下請業者との契約内容が記載された工事部分下請通知書を工事発注課に速やかに提出してください。

2.5 施工体制台帳の作成等

請け負った建設工事を施工するために下請け契約を締結した建設業者は、下請け代金の額にかかわらず施工体制台帳を作成し、その写しを工事発注課に提出するとともに、工事現場ごとに施工体制台帳を備え、施工体系図を工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示しなければなりません。

2.6 下請に関する留意事項

- (1) 下請施工を必要とする場合は、可能な限り市内の業者へ発注するよう努めてください。
- (2) 工事の施工に必要な建設資材、建設機械等の購入やリースは、可能な限り市内の業者へ発注するよう努めてください。
- (3) 指名競争入札で落札した工事における一部を当該工事の他の指名業者に下請負させることは、次の場合に限り認められます。ただし、事前に当該工事の発注課と協議してください。
 - ア 当該工事に近接、関連する他の工事を相指名業者が受注しており、現場状況、工程管理、安全管理等において、相指名業者が施工することが望ましい場合
 - イ 地域性を勘案し、相指名業者が下請負することがやむを得ない場合
 - ウ 特殊性が高い工事で相指名業者に施工させることが望ましい場合

2.7 分離（分割）発注について

分離（分割）発注の対象となる工事は、重複して受注することができません。分離（分割）発注は、工種・金額にかかわらず、適正な施工管理や工期短縮等を目的に実施します。なお、対象案件は、入札公告に記載します。

(1) 同日開札の場合

入札番号順に落札候補者を決定し、先に行われた入札の落札候補者となった者は、後に行われる入札において落札候補者となることができません。

(2) 開札日が異なる場合

入札公告の条件に記載された分離（分割）発注対象工事を開札日時点で施工中の者は、重複して当該公告の工事を落札することができません。

なお、分離（分割）発注における「施工中」とは、対象工事の開札日から鹿沼市が工事完成通知書を受理した日までの期間とします。

建設業法に規定する建設工事の種類と必要な許可業種

建設工事の種類	必要な許可業種	建設工事の種類	必要な許可業種
土木工事	土木工事業	ガラス工事	ガラス工事業
建築工事	建築工事業	塗装工事	塗装工事業
大工工事	大工工事業	防水工事	防水工事業
左官工事	左官工事業	内装仕上工事	内装仕上工事業
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工・コンクリート工事業	機械器具設置工事	機械器具設置工事業
石工事	石工事業	熱絶縁工事	熱絶縁工事業
屋根工事	屋根工事業	電気通信工事	電気通信工事業
電気工事	電気工事業	造園工事	造園工事業
管工事	管工事業	さく井工事	さく井工事業
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	建具工事	建具工事業
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	水道施設工事	水道施設工事業
鉄筋工事	鉄筋工事業	消防施設工事	消防施設工事業
ほ装工事	ほ装工事業	清掃施設工事	清掃施設工事業
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	解体工事	解体工事業
板金工事	板金工事業		

2 8 談合情報に対する対応

入札に関し、入札執行前に談合情報が寄せられた場合、当初の予定どおり入札を執行し、その結果、情報どおりの業者が落札者または落札候補者、並びに総合評価で落札第1順位者となった場合には、落札を保留し、当該入札参加者を対象に事情聴取を行います。調査の結果、談合の事実が確認されれば、当該入札を無効とします。

また、談合の事実が確認されなくても、当該入札を無効とすることがあります。

2 9 経営事項審査

公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、建設業法第27条の23第1項の規定により、経営事項審査を毎年受けなければなりません。入札参加有資格者は、継続的に経営事項審査（必ず総合評定値を請求のこと）を受けるとともに、契約締結時には、必ず経営事項審査の写しを添付してください。

3 0 建設業の許可

建設業を営む場合は、建設業の許可を受ける必要があります。許可の有効期限は5年間となっているので、入札参加資格者は、定期的に建設業の許可の更新を受けてください。

3 1 専任技術者証明書

許可を受けて建設業を営もうとする営業所には、一定の資格要件を備えた専任の技術者を置かなければなりません。

3 2 暴力団員等から不当な介入を受けた場合の通報報告義務

公共工事等において、受注者又はその下請業者（以下「受注者等」という。）が暴力団員等による不当要求又は不当妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと（以下「警察への通報等」という。）及び本市に報告を行わなければなりません。

なお、受注者等が暴力団員等から不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報等や本市への報告を怠った場合には、指名停止の対象となります。

3 3 その他

電子入札システムによる入札の取扱については、公告やそれぞれの共通事項等が優先することがあります。